

議案第五号

港区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十三年二月二十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 港区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十年港区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

付則第一条第四号中「平成二十三年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

付則第二条第二項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

第二条 港区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十二年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

付則第一条第三号中「平成二十三年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

公的年金等からの特別徴収制度及び公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の変更に係る施行期日を変更するため、本案を提出いたします。